

市立学校災害見舞金支給要綱

(総則)

第1条 市立学校設置条例（昭和39年横須賀市条例第39号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）の管理下において発生した災害に対する学校災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 見舞金の支給の対象となるものは、次の各号に該当し、教育長が見舞金を支給する必要があると認めたものとする。

- (1) 学校の幼児、児童、生徒及びその保護者等であること。なお、歯牙見舞金については、保護者等は支給の対象としないこと。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項に規定する学校の管理下において、同条第1項に規定する災害が発生したこと。なお、保護者等については、これに準ずる災害が発生したこと。

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡見舞金 災害を受けた日（以下「被災の日」という。）から180日以内に死亡した場合に支給するもの
- (2) 障害見舞金 治療終了後に別表に定める程度の障害が存した場合に支給するもの
- (3) 入院見舞金 被災の日から180日以内に入院した場合に支給するもの
- (4) 歯牙見舞金 永久歯を喪失し、又は破折した場合に支給するもの

2 前項の見舞金の額は、別表に定めるとおりとする。

(見舞金の支給)

第4条 見舞金は、幼児、児童又は生徒が災害を受けたときはその保護者に、その他の者については本人に、校長を通じて支給する。なお、入院見舞金については、治療が終わる前においても、確定した部分の入院日数によりその一部を支給することができる。

(見舞金の支給制限)

第5条 教育長は、災害が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 災害を受けた者の故意又は犯罪行為によるとき。
- (2) 災害を受けた者の脳疾患、疾病又は心身喪失によるとき。

(3) 死亡見舞金を受け取るべき者の故意によるとき。

(4) 地震、噴火、津波その他非常災害によるとき。

(報告等)

第6条 校長は、見舞金の支給事由が生じたときは、被災の日から1年以内に
学校災害見舞金報告書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査の
うえ、見舞金支給の是非について認定するものとする。この場合において、
教育長は校長に対して、医療機関の証明書その他必要な書類の提出を求める
ことができる。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

見舞金	区 分		金 額
死亡見舞金			100万円
障害見舞金	第1級	(1) 両眼が失明したとき。 (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したとき。 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。 (5) 両上肢を肘関節以上で失ったとき。 (6) 両上肢の用を全廃したとき。 (7) 両下肢を膝関節以上で失ったとき。 (8) 両下肢の用を全廃したとき。	100万円
	第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は、万国式試視力表によるものとする。以下同じ。）が0.02以下になったとき。 (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったとき。 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するとき。 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するとき。 (5) 両上肢を手関節以上で失ったとき。 (6) 両下肢を足関節以上で失ったとき。	89万円
	第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったとき。 (2) 咀嚼又は言語の機能を廃したとき。 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないとき。 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないとき。 (5) 両手の手指の全部を失ったとき（手指を失ったときとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったときをいう。以下同じ。）。	78万円

	第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったとき。 (2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すとき。 (3) 両耳の聴力を全く失ったとき。 (4) 1 上肢を肘関節以上で失ったとき。 (5) 1 下肢を膝関節以上で失ったとき。 (6) 両手の手指の全部の用を廃したとき（手指の用を廃したときとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すときをいう。以下同じ。）。 (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったとき。	69万円
	第 5 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1以下になったとき。 (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないとき。 (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないとき。 (4) 1 上肢を手関節以上で失ったとき。 (5) 1 下肢を足関節以上で失ったとき。 (6) 1 上肢の用を全廃したとき。 (7) 1 下肢の用を全廃したとき。 (8) 両足の足指の全部を失ったとき（足指を失ったときとは、その全部を失ったときをいう。以下同じ。）。	59万円
	第 6 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1以下になったとき。 (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき。 (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったとき。 (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったとき。 (5) 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すとき。 (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したとき。	50万円

		(7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したとき。 (8) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったとき。	
	第 7 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったとき。 (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったとき。 (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったとき。 (4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないとき。 (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないとき。 (6) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指を失ったとき。 (7) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したとき。 (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったとき。 (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すとき。 (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すとき。 (11) 両足の足指の全部の用を廃したとき（足指の用を廃したときとは、第 1 の足指の末節骨の半分以上、その他の足指は、遠位指節間関節以上を失ったとき又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すときをいう。以下同じ。）。 (12) 外貌に著しい醜状を残すとき。 (13) 両側の睾丸を失ったとき。	42 万円
	第 8 級	(1) 1 眼が失明し、又は 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったとき。 (2) 脊柱に運動障害を残すとき。 (3) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指を失ったとき。 (4) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したとき。 (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したと	34 万円

		き。 (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したとき。 (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したとき。 (8) 1 上肢に偽関節を残すとき。 (9) 1 下肢に偽関節を残すとき。 (10) 1 足の足指の全部を失ったとき。	
	第 9 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったとき。 (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったとき。 (3) 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すとき。 (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すとき。 (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すとき。 (6) 咀嚼及び言語の機能に障害を残すとき。 (7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったとき。 (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったとき。 (9) 1 耳の聴力を全く失ったとき。 (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるとき。 (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるとき。 (12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったとき。 (13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したとき。 (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったとき。 (15) 1 足の足指の全部の用を廃したとき。 (16) 外貌に相当程度の醜状を残すとき。 (17) 生殖器に著しい障害を残すとき。	26 万円
	第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったとき。 (2) 正面視で復視を残すとき。	20 万円

		(3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき。 (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたとき。 (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったとき。 (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったとき。 (7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したとき。 (8) 1下肢を3 cm以上短縮したとき。 (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったとき。 (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すとき。 (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すとき。	
	第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すとき。 (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すとき。 (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すとき。 (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたとき。 (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったとき。 (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったとき。 (7) 脊柱に変形を残すとき。 (8) 1手の示指、中指又は環指を失ったとき。 (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したとき。 (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるとき。	15万円
	第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すとき。 (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すとき。 (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたとき。 (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したとき。 (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形を残すとき。	10万円

	(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すとき。 (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すとき。 (8) 長管骨に変形を残すとき。 (9) 1 手の小指を失ったとき。 (10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したとき。 (11) 1 足の第 2 の足指を失ったとき、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったとき又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったとき。 (12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したとき。 (13) 局部に頑固な神経症状を残すとき。 (14) 外貌に醜状を残すとき。	
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったとき。 (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すとき。 (3) 正面視以外で複視を残すとき。 (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すとき。 (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたとき。 (6) 腹胸部臓器の機能に障害を残すとき。 (7) 1 手の小指の用を廃したとき。 (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったとき。 (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したとき。 (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったとき。 (11) 1 足の第 2 に足指の用を廃したとき、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したとき又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したとき。	7 万円
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すとき。 (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたとき。 (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったとき。 (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すとき。 (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すとき。 (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の	4 万円

		一部を失ったとき。 (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったとき。 (8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したとき。 (9) 局部に神経症状を残すとき。	
入院見舞金	入院日数1日以上15日まで		1万円
	入院日数16日以上30日まで		2万円
	入院日数31日以上60日まで		3万円
	入院日数61日以上90日まで		4万円
	入院日数91日以上		5万円
歯牙見舞金	歯牙喪失等	永久歯の喪失（再植した場合を除く。）又は永久歯の歯頸部から歯根の間で破折の場合で、3本以上の永久歯に歯科補綴を加えないとき。ただし、再植した永久歯が、被災の日から1年以内に事故、災害等によらず脱落したときは対象とする。	5万円
	歯牙破折	永久歯を破折した場合で、3本以上の永久歯に歯科補綴を加えないとき（歯牙喪失等の対象とならない場合に限る。）	1万円

備考

- 治療期間が被災の日から180日を超える場合の障害見舞金に係る障害の程度は、原則として被災の日から181日における医師の診断に基づき、教育長が定めるものとする。
- 障害見舞金の項の上肢、下肢、手指及び足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいう。
- 見舞金は、併せて支給することができる。ただし、死亡見舞金については、障害見舞金が既に支給されているときは、その支給された額を控除して支給する。

別記様式(第6条第1項関係)

学 校 災 害 見 舞 金 報 告 書

年 月 日									
(あて先)横須賀市教育長									
横須賀市立 学校									
校長									
市立学校災害見舞金支給要綱第6条第1項の規定により次のとおり報告します。									
災 害 の 区 分		1 死亡		2 障害		3 入院		4 歯牙	
被 災 者	学 年 ・ 組					性別	男・女		
	氏 名 (ふりがな)					年齢	歳		
保 護 者 名	住 所								
	氏 名				電 話				
災 害 発 生 状 況 等	傷 病 名								
	発 生 日 時	年 月 日 (曜日)				午前 午後	時 分 ごろ		
	発 生 場 所								
	入 院 期 間	年 月 日 ~				年 月 日			
	入 院 実 日 数	日間							
	転 帰	1 継 続				2 治 ゆ			
	発生状況(具体的に記入してください。)								
(事務処理欄)									

太枠の中を記入してください。